

## 空き家と共に農地も取得 ～農地法の別段の面積要件の緩和～

登米市では2008年度（平成20年度）から空き家の有効活用のため「空き家情報登録制度」を開始した。移住定住の促進と地域の活性化を目指している。

登録された住宅の中には農地が付属した物件が含まれているが、農地法の下限面積により権利の移動が出来ないケースがあった。そこで、2019年（平成31年）4月1日より、登米市農業委員会では空き家バンクに登録した住宅に付属する農地については、1㎡から取得できるように別段の面積要件を緩和した。



田村知恵子さん（68歳）は、この下限面積緩和後の初めての農地取得者となる。

横浜市から登米市にある本人の実家近くへ娘の静子さん（34歳）と一緒に移住した。

現在はヤギを一頭飼育しているが、今後は出産させ増頭してミルクを絞り、さらに鶏を飼う計画もある。また、野菜畑を充実させるため、野菜の種類を増やす

予定。近隣の方ともお互いの家を行き来し交流を深めていて「お世話になった地域の方へ恩返しができるよう、地域に貢献していきたい」と将来を語る。

今回の下限面積要件の緩和により、登米市に移住して農業を始めたいという方の要望に応え、さらに空き家の解消と農地の有効活用に繋がることを期待したい。